証券コード　3189
平成27年11月12日

株　主　各　位

東京都渋谷区神宮前二丁目31番16号
株　式　会　社　Ａ　Ｎ　Ａ　Ｐ
代表取締役社長　家　髙　利　康

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年11月26日（木曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年11月27日（金曜日）
午前10時（受付開始　午前９時30分）

２．場　　所　東京都渋谷区神宮前一丁目５番３号
東郷記念館　３階　オランジェール
昨年と同じ会館ではございますが、階及び会場名が異なりますのでお間違いのないようお願い申しあげます。

３．目的事項
報告事項　第24期（平成26年９月１日から平成27年８月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
議　　案　定款一部変更の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.anap.co.jp）に掲載させていただきます。

また、当日株主様へお配りする粗品はご用意しておりませんので予めご了承ください。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年９月１日から
平成27年８月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府・日銀による各種政策の効果などから、輸出関連企業を中心に収益が改善し、円安や株高傾向の継続、原油価格下落の影響、雇用・所得環境の改善などにより、国内景気は緩やかな回復基調を続けておりました。一方直近では、海外経済の下振れリスク等も存在しており、景気の先行きについては留意が必要な状況が続いております。

当社が属するカジュアルファッション業界におきましては、物価上昇懸念や実質賃金の低下などにより個人消費者の節約意識は依然として根強く、不透明な状況が継続しております。また、円安進行による輸入原材料の高騰が影響し、仕入コストが上昇するなど厳しい経営環境が続いております。

このような状況の下、当社は管理体制の強化を目的として、各拠点に分散していた事業セグメントにおける本社機能を１箇所に集約いたしました。これにより各事業セグメントごとの密な情報交換だけでなく迅速な意思決定を行うことが可能となり、事業経営のスピードアップを図ってまいります。また、店舗につきましては、集客力・収益性の高いショッピングモールに５店舗新規出店するとともに、既存店舗につきましては、厳密な採算管理に基づいて、今後の収益改善が見込めない店舗を31店舗退店いたしました。今後につきましても、継続して店舗リストラクチャリングを行うことにより収益回復を推進いたします。

以上の結果、当事業年度におきましては、売上高8,115百万円（前事業年度比8.2%減）となりました。既存店売上高の減少や退店したことによる粗利益の減少に加えて、他社サイトにおける売上高増加に伴う支払手数料の増加及び商品出荷配送・保管業務に係るアウトソーシング費用が影響し、485百万円の営業損失（前事業年度は営業損失480百万円）となりました。

しかし、円安基調が継続したことにより通貨オプション評価益を計上した結果、459百万円の経常損失（前事業年度は経常損失459百万円）となりました。そして、役員退職慰労引当金戻入額を計上した一方で、不採算店舗の閉店に伴う減損損失を計上しました。また、税効果会計における繰延税金資産の取り崩しによる法人税等調整額を計上したこと等により、884百万円の当期純損失（前事業年度は当期純損失386百万円）となりました。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

（店舗販売事業）

当社の主要事業である店舗販売事業につきましては、高収益な店舗展開を目的に、ショッピングモールに５店舗新規出店いたしました。また、店舗改装　２店舗、店舗ブランドの変更　４店舗、退店　31店舗を行った結果、当事業年度末における店舗数は69店舗になりました。セグメント利益につきましては、既存店売上高が減少したことに伴い、利益確保に苦戦いたしました。

以上により、売上高は4,186百万円（前事業年度比22.8％減）、セグメント損失は7百万円（前事業年度はセグメント利益289百万円）となりました。

（インターネット販売事業）

当社の主要事業であるインターネット販売事業につきましては、積極的な商品供給を継続するとともに、多様な手段で集客力向上に努めました。

また、前事業年度に新規出店した他社サイト「ZOZOTOWN」、「SHOPLIST.com by CROOZ」が引き続き効果を発揮した結果、売上高及びセグメント利益が堅調に増加しております。

以上により、売上高は3,495百万円（前事業年度比23.4％増）、セグメント利益は670百万円（前事業年度比26.6％増）となりました。

（卸売販売事業）

卸売販売事業につきましては、既存の取引先に対する販売減少に伴い、売上高が減少しております。

以上により、売上高は414百万円（前事業年度比29.5％減）、セグメント利益は12百万円（前事業年度比30.7％減）となりました。

事業別売上高

事業区分	第23期（平成26年８月期）（前事業年度）		第24期（平成27年８月期）（当事業年度）		前事業年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
店舗販売事業	5,423百万円	61.3%	4,186百万円	51.6%	△1,236百万円	△22.8%
インターネット販売事業	2,832	32.0	3,495	43.1	663	23.4
卸売販売事業	588	6.7	414	5.1	△173	△29.5
その他	－	－	18	0.2	18	－
合計	8,844	100.0	8,115	100.0	△729	△8.2

（注）上記の金額には消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中に実施しました設備投資の総額は168百万円で、その主なものは次のとおりであります。

店舗名	開設日
ＡＮＡＰイオンモール盛岡店	平成26年９月12日
ＡＮＡＰイオンモール札幌平岡店	平成26年９月26日
ＡＮＡＰイオンモール木更津店	平成26年10月18日
ＡＮＡＰイオンモール綾川店	平成26年10月24日
ＡＮＡＰグランツリー武蔵小杉店	平成26年11月22日

③ 資金調達の状況

当事業年度の資金調達は、経常的な資金調達のみで、特に記載すべき事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 21 期 (平成24年８月期)	第 22 期 (平成25年８月期)	第 23 期 (平成26年８月期)	第 24 期 (当事業年度) (平成27年８月期)
売　上　高(千円)	8,414,302	8,590,020	8,844,117	8,115,054
経常利益又は経常損失（△）(千円)	628,405	621,146	△459,222	△459,108
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	234,819	261,167	△386,893	△884,242
1株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）(円)	67,476.89	150.10	△189.62	△415.06
総　資　産(千円)	5,100,887	4,973,161	4,926,629	3,608,766
純　資　産(千円)	1,943,460	2,205,006	2,177,741	1,293,328
１株当たり純資産　(円)	558,465.72	1,267.25	1,022.20	607.09

(注) 当社は、平成25年８月14日付で株式１株につき500株の株式分割を行っております。当該株式分割については第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社は、前事業年度におきまして営業損失480百万円、当期純損失386百万円となり、当事業年度においても営業損失485百万円、当期純損失884百万円となりました。既存店売上高の減少等に伴って前事業年度に引き続き、２期連続の営業損失、当期純損失を計上することとなりました。

このような状況により当社には、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

しかし、当社は運転資金の効率的な調達を行うため主要な取引銀行４行と当座貸越契約を締結するなど、十分な資金枠を確保していることから、資金面に支障はないと考えております。また、税効果会計における繰延税金資産の取り崩しによる影響を受けて、当事業年度末における自己資本比率は35.8%となりました。しかし、自己資本残高は1,293百万円であるため、自己資本が著しく脆弱で債務超過に陥りかねないような状況は存在しません。

さらに、当社は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を早期に解消又は改善するため、以下の対応策に取り組んでおります。

①店舗リストラクチャリングに基づく収益回復

既存店舗について、厳密な採算管理に基づき、今後の収益改善が見込めない赤字店舗の退店を推進しております。当事業年度につきましては、31店退店いたしました。また、高収益な店舗展開を図るため、各店舗における適正人員配置の見直しを図るとともに、店舗改装・ブランド融合による活性化・既存店舗の賃料圧縮等を検討し、店舗リストラクチャリングに基づく収益回復を達成いたします。今後も収益改善が見込めない赤字店舗が発生した場合には、速やかに退店を推進いたします。

②粗利率の改善

当社は、在庫圧縮及び他社との価格競争に基づいて、積極的なセール販売を実施してまいりました。その結果、在庫量を適正水準まで減少させて、現在は大規模なセール販売を控えることにより、利益確保を重視した販売方法に移行しております。

具体的には、消費者ニーズ及び販売動向を適時・適切に把握し、各商品に対する販売価格の見直しを随時実施してまいります。また、仕入先を含む、仕入金額の見直しを通じて原価低減を達成し、粗利率の改善を達成いたします。

③事業効率の最適化

当社は、収益性が最も高いインターネット販売事業に経営資源を集中させて、当該事業の拡大を達成いたします。具体的には、自社ショッピングサイトの集客力向上を図るとともに、他社サイトへの積極的な新規出店を通じて、多角的なインターネット販売事業の展開を推進し、事業効率の最適化を実現いたします。なお、直近のインターネット販売事業の売上高構成比率は、当事業年度において43%超となり、前事業年度32%超より比率が増加しております。

④経費削減

当社は、固定費圧縮策として社内経費の削減に加えて、各取引先との契約見直しを通じて、費用負担の軽減を図っております。当事業年度につきましては、一括外注した物流業務の一部を内製化したことにより、物流コストの削減をいたしました。今後も賞与等を含む人件費の削減だけでなく、外部への業務委託費用の低減を交渉し、利益確保を最優先事項とした総経費削減を推進いたします。

したがって、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(5) 主要な事業内容（平成27年８月31日現在）

事業区分	事業内容
店舗販売事業	ショッピングモール、ファッションビル、路面店において自社商品を店舗販売しております。
インターネット販売事業	ＡＮＡＰオンラインショップのサイトを開設するとともに、他社が運営しているECサイトを通じて、自社商品をインターネット販売しております。
卸売販売事業	自社商品を地方の専門店向けを中心に卸売販売しております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年８月31日現在）

本社	東京都渋谷区神宮前二丁目31番16号
店舗	合計69店舗 東京都　16店舗　神奈川県　５店舗 千葉県　７店舗　埼玉県　７店舗 北海道　５店舗　青森県　１店舗 岩手県　１店舗　山形県　１店舗 秋田県　１店舗　宮城県　２店舗 福島県　１店舗　群馬県　２店舗 栃木県　３店舗　茨城県　１店舗 静岡県　２店舗　山梨県　１店舗 愛知県　１店舗　岐阜県　２店舗 三重県　１店舗　京都府　１店舗 大阪府　４店舗　広島県　１店舗 香川県　１店舗　高知県　１店舗 福岡県　１店舗

(7) 使用人の状況（平成27年８月31日現在）

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
店舗販売事業	101（243）名	43名減（34名減）
インターネット販売事業	44　(5)	4名減　(3名減)
卸売販売事業	9　(－)	1名減　　(－)
全社（共通）	80　(2)	3名増　　(－)
合計	234（250）	45名減（37名減）

（注）１．使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．使用人数が前事業年度末と比べて減少しておりますが、その主な理由は店舗閉店によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年８月31日現在）

引受先	借入残高
株式会社りそな銀行	528,324千円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	380,000
株式会社三井住友銀行	167,000
株式会社みずほ銀行	353,380
合計	1,428,704

２．株式の状況（平成27年８月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　6,960,000株

(2) 発行済株式の総数　2,130,500株

(3) 株主数　1,290名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
中島篤三	849,000株	39.8%
家髙利康	405,000	19.0
株式会社りそな銀行	50,000	2.3
株式会社ＳＢＩ証券	47,200	2.2
株式会社近藤紡績所	20,000	0.9
ナカムラエアーエクスプレス株式会社	20,000	0.9
堀越和広	17,700	0.8
井川圭史	17,500	0.8
鈴木忠昭	14,000	0.7
東日本信販株式会社	12,900	0.6

（注）持株比率は自己株式（134株）を控除して計算しております。

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第２回新株予約権
発行決議日		平成24年８月29日
新株予約権の数		692個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　346,000株 （新株予約権１個につき500株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 383,000円 （１株当たり　766円）
権利行使期間		平成26年８月30日から 平成34年８月29日まで
行使の条件		（注）１．２．３．
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　618個 目的となる株式数　309,000株 保有者数　4名
	社外取締役	該当なし
	監査役	該当なし

（注）１．新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

２．新株予約権の相続はこれを認めない。

３．その他権利行使の条件は、総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

４．平成25年７月26日開催の取締役会決議により、平成25年８月13日を基準日として平成25年８月14日付で当社普通株式１株を500株に分割しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年８月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	中島篤三	
代表取締役社長	家髙利康	店舗販売部門管掌、インターネット営業部門管掌、チャネル戦略営業部門管掌、卸売営業部門管掌
専務取締役	竹内博	財務経理部門管掌、総務人事部門管掌、サポート室管掌
取締役	松山麻佐美	商品企画部長
取締役	西堀敬	㈱日本ビジネスイノベーション代表取締役社長
常勤監査役	小山武久	
監査役	水分博之	税理士（水分税務会計事務所所長）
監査役	八木澤康史	税理士（八木澤税理士事務所所長）

（注）１．取締役西堀　敬氏は、社外取締役であります。
２．監査役小山武久氏及び監査役八木澤康史氏は、社外監査役であります。
３．監査役水分博之氏及び監査役八木澤康史氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役水分博之氏は、税理士の資格を有し、税務に対して豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役八木澤康史氏は、税理士の資格を有し、税務に対して豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．取締役のうち西堀敬氏及び監査役のうち小山武久、八木澤康史の両氏については東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	5名 (1)	108百万円 (1)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	17 (12)
合計 （うち社外役員）	8 (3)	125 (13)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成19年８月29日開催の臨時株主総会において、年額260百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、平成18年11月28日開催の第15回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役西堀敬氏は、株式会社日本ビジネスイノベーションの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役八木澤康史氏は、八木澤税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　西堀　敬	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての専門知識と豊富な実務経験及び幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役　小山武久	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、全国団体、税務関係団体ならびにＮＰＯ法人の事務局長を歴任し、また事業会社の総務部長を経験している等、法令遵守や情報収集に高度な知識を有する立場から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役　八木澤康史	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査契約の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、当社全体に適用する「企業行動指針」を定める。

②取締役は、経営理念を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成する。

③取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。

④職務執行において、重大な倫理・コンプライアンス違反の事実又はその疑いがある情報に接した従業員等は、目安箱を活用して不正行為等の防止を図る。

⑤取締役が当社全体の経営理念を基に、全社横断的なコンプライアンス体制を維持し、かつ社会的責任を果たすため社内規程等を整備・更新する。

⑥代表取締役社長直轄部門として内部監査業務を専任所管する部門（内部監査室）を設けて、年度監査計画に基づいて専任担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は、取締役及び監査役にも報告され、経営力の強化を図る。

⑦金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組を整備・構築し、業務の改善に努める。

⑧会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取り扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

②機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱者を明確にし、適切に管理する。

③情報セキュリティに関する基本方針、細則等を決定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①業務マニュアル、諸規程の体系化、業務の標準化を適時適切に行い、各種リスク(販売、仕入、法務、財務、店舗等)に対応する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。

②不測の事態が生じた場合には、対策チーム等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整備する。

③直接又は間接に経済的損失をもたらすリスク等を軽減するため、各部門長等による定例会議を原則月１回定期的に開催する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役の職務の執行の効率性を確保する体制として、取締役会を原則月１回定期的に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。

②執行監督責任の明確化を目的として、取締役には社外取締役を含むものとする。

③取締役の職務分掌と権限を明確にするため、組織体制に関し、関係諸規程の見直し、整備を適時適切に行う。

④経営環境の変化に応じ、組織・業務運用体制の随時見直しを行う。

⑤社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が補助者の採用を希望する場合は、取締役と監査役が意見交換を行い、協議の上で決定する。

(6) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査役より監査役を補助することの要請を受けた使用人は、その要請に関して、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。

②取締役は、当該使用人の人事考課及び異動については、監査役の意見を尊重して行う。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

①取締役は、法令に違反する事実、或いは会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、当該事実を直ちに監査役に報告する。

②監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求める。

③取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告をした者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

①監査役は、職務の執行上必要と認める費用についてあらかじめ予算を確保することができる。

②監査役は、①の予算以外に緊急又は臨時に支出した費用についても、特段の理由がない限り全額会社が負担するものとする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役会には法令に従い社外監査役を含み、対外透明性を確保する。

②監査役は、代表取締役会長・社長と定期的に意見交換を行い相互の意思疎通を図る。

③監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部門長会議など業務執行部門の重要な会議に出席する。

④監査役、会計監査人及び内部監査室は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。

⑤監査役は、職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士、会計士等の専門家による外部アドバイザーを活用することができる。

(11) 反社会的勢力を排除するための体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当事業年度における主な取組みにつきましては、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、「企業行動指針」をはじめとしたコンプライアンス関係の規程等を、役員及び従業員に周知いたしました。

また、「年度監査計画」に基づき、内部監査室は、監査役及び会計監査人と連携しながら、被監査部門の内部監査を実施いたしました。

貸借対照表

（平成27年８月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	2,378,790	流動負債	1,512,015
現金及び預金	588,235	買掛金	131,303
売掛金	499,763	短期借入金	800,000
商品及び製品	1,213,182	1年内返済予定の長期借入金	197,968
仕掛品	89	1年内償還予定の社債	54,000
原材料及び貯蔵品	6,009	リース債務	35,966
前渡金	41,213	未払金	90,691
前払費用	30,166	未払費用	76,421
その他	13,951	未払法人税等	18,559
貸倒引当金	△13,820	前受金	1,620
固定資産	1,229,975	預り金	15,749
有形固定資産	732,368	賞与引当金	29,750
建物	314,355	返品調整引当金	500
工具、器具及び備品	35,845	資産除去債務	26,007
土地	342,139	その他	33,478
リース資産	40,028	固定負債	803,422
無形固定資産	46,492	長期借入金	430,736
商標権	225	リース債務	29,786
ソフトウエア	28,573	繰延税金負債	32,297
リース資産	15,821	退職給付引当金	186,547
その他	1,871	資産除去債務	124,054
投資その他の資産	451,114	負債合計	2,315,438
投資有価証券	1,934	（純資産の部）	
破産更生債権等	4,521	株主資本	1,292,757
長期前払費用	16,225	資本金	297,630
敷金及び保証金	421,368	資本剰余金	602,114
その他	11,585	資本準備金	227,630
貸倒引当金	△4,521	その他資本剰余金	374,484
		利益剰余金	393,135
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	390,635
		別途積立金	250,000
		繰越利益剰余金	140,635
		自己株式	△123
		評価・換算差額等	570
		その他有価証券評価差額金	570
		純資産合計	1,293,328
資産合計	3,608,766	負債純資産合計	3,608,766

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年９月１日から
平成27年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**8,115,054**
売上原価		**4,012,024**
売上総利益		**4,103,029**
返品調整引当金戻入額		1,700
返品調整引当金繰入額		500
差引売上総利益		**4,104,229**
販売費及び一般管理費		**4,590,099**
営業損失（△）		**△485,869**
営業外収益		
受取利息	159	
受取配当金	55	
通貨オプション評価益	23,757	
為替差益	14,471	
その他	7,739	46,183
営業外費用		
支払利息	15,189	
社債利息	619	
支払手数料	2,000	
その他	1,614	19,422
経常損失（△）		**△459,108**
特別利益		
固定資産売却益	100	
役員退職慰労引当金戻入額	377,680	
その他	804	378,584
特別損失		
減損損失	328,644	
解約違約金	34,952	
その他	5,614	369,211
税引前当期純損失（△）		**△449,736**
法人税、住民税及び事業税	14,093	
法人税等調整額	420,412	434,506
当期純損失（△）		**△884,242**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年９月１日から
平成27年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	297,630	227,630	374,484	602,114	2,500	250,000	1,024,878	1,277,378	△69	2,177,053
当期変動額										
当期純損失(△)							△884,242	△884,242		△884,242
自己株式の取得									△53	△53
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△884,242	△884,242	△53	△884,296
当期末残高	297,630	227,630	374,484	602,114	2,500	250,000	140,635	393,135	△123	1,292,757

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	687	687	2,177,741
当期変動額			
当期純損失(△)			△884,242
自己株式の取得			△53
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△116	△116	△116
当期変動額合計	△116	△116	△884,413
当期末残高	570	570	1,293,328

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

(2)デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3)たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料

総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

仕掛品

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物(附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	６～50年
工具、器具及び備品	４～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年)、商標権については10年で償却しております。

(3)長期前払費用

定額法を採用しております。

(4)リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3)返品調整引当金

将来予想される売上返品による損失に備えるため、過去の返品実績率を勘案し、返品損失見込額を計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職金支払に備えるため、自己都合退職による当事業年度末要支給額を計上しております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労引当金支給に備えるため、内規に基づき当事業年度末要支給額を計上しております。

（追加情報）

平成27年４月10日開催の取締役会において、役員退職慰労引当金を全額取崩すことを決定しているため、当事業年度末においては計上しておりません。

４．ヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

(3)ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達時に当社の社内規程に従い決済しております。

(4)ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の要件を満たしており、有効性の評価を省略しております。

５．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ．会計方針の変更等に関する注記

会計上の見積りの変更

(資産除去債務の見積りの変更)

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関しての見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務に95,548千円加算しております。

なお、当該見積りの変更による、当事業年度の損益への影響は軽微であります。

Ⅲ．貸借対照表に関する注記

１．担保資産及び担保付債務

(1)担保に供している資産

建物	64,447千円
土地	341,000千円
計	405,447千円

(2)担保に係る債務

短期借入金	71,676千円
１年内返済予定の長期借入金	65,008千円
長期借入金	113,316千円
計	250,000千円

２．有形固定資産の減価償却累計額　644,269千円

Ⅳ．損益計算書に関する注記

１．減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都他	営業店舗50店舗	建物　工具、器具及び備品 長期前払費用
東京都	物流拠点	リース資産

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び移転等により既存の投資回収が困難になった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（328,644千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物280,284千円、工具、器具及び備品20,011千円、長期前払費用20,716千円、リース資産7,632千円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

２．解約違約金

店舗閉店時における賃貸借契約の解約に伴う違約金であります。

Ⅴ．株主資本等変動計算書に関する注記

１．当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式　2,130,500株

２．当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　134株

３．配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

４．当事業年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　346,000株

Ⅵ. 税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳　（単位：千円）

繰延税金資産	
賞与引当金	9,847
商品評価損	26,284
未払事業税	1,491
退職給付引当金	60,329
減損損失	84,101
資産除去債務	48,712
繰越欠損金	480,392
その他	24,327
繰延税金資産小計	735,487
評価性引当額	△735,487
繰延税金資産合計	－
繰延税金負債	
土地	△10,402
建物	△6,204
資産除去債務に対応する除去費用	△15,417
その他	△272
繰延税金負債合計	△32,297
繰延税金負債の純額	△32,297

２．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6％から平成27年９月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1％に、平成28年９月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3％となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額は3,406千円減少し、法人税等調整額が同額減少しております。

Ⅶ. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引のうち解約不能なものに係る未経過リース料

１年以内	1,299千円
１年超	324千円
合計	1,623千円

Ⅷ. 金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

不動産賃借等物件に係る敷金及び保証金は、差入先・預託先の経済的破綻等によりその一部又は全額が回収できないリスクがあります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後４年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての仕入に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした通貨オプション取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、各事業部門における営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、敷金及び保証金についても定期的に相手先の状況をモニタリングしております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

外貨建ての仕入について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として通貨オプション取引を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、職務権限規程及びデリバティブ取引規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。月次の取引実績は、取締役会に報告しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年８月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預金	588,235	588,235	－
(2) 売掛金	499,763	499,763	－
(3) 投資有価証券	1,934	1,934	－
(4) 敷金及び保証金	421,368	414,932	△6,436
資産計	1,511,301	1,504,865	△6,436
(1) 買掛金	131,303	131,303	－
(2) 短期借入金	800,000	800,000	－
(3) 未払金	90,691	90,691	－
(4) 未払法人税等	18,559	18,559	－
(5) 社債（1年内償還予定の社債）	54,000	54,000	－
(6) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)	628,704	628,964	260
(7) リース債務(1年内返済予定のリース債務含む)	65,753	63,892	△1,861
負債計	1,789,011	1,787,411	△1,600
デリバティブ取引（※）	13,242	13,242	－

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（　）で表示しております。

（注）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(4)敷金及び保証金

敷金及び保証金については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金、(4)未払法人税等、(5)社債(1年内償還予定の社債)

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)、(7)リース債務(1年内返済予定のリース債務含む)

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記「デリバティブ取引」参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(単位:千円)

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	通貨オプション取引				
	売建				
	プット(米ドル)	335,445	152,475	△1,582	17,410
	買建				
	コール(米ドル)	167,722	76,237	14,824	6,346
合計		503,167	228,712	13,242	23,757

(注)時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

(単位:千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	153,324	113,316	(注)

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

Ⅸ. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	中島篤三	－	－	当社代表取締役会長	被所有 直接 39.86	被債務保証	被債務保証(注)	－	－	－
役員	家高利康	－	－	当社代表取締役社長	被所有 直接 19.02	被債務保証	被債務保証(注)	－	－	－

(注)当社は不動産賃借契約に基づく債務について(代表取締役会長中島篤三１件・年間賃借料合計76,516千円、代表取締役社長家高利康23件・年間賃借料357,300千円)の債務保証を受けております。なお、保証料の支払及び担保の提供は行っておりません。

Ⅹ. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額　607円09銭

(2) １株当たりの当期純損失　△415円06銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年10月20日

株式会社ＡＮＡＰ
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　水　上　亮比呂　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　下　条　修　司　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＡＮＡＰの平成26年９月１日から平成27年８月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年９月１日から平成27年８月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年10月20日

株式会社ＡＮＡＰ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　小山武久　㊞

監査役　水分博之　㊞

社外監査役　八木澤康史　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約の締結対象者の拡大を当社において実施することで、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第27条（取締役の責任免除）及び第35条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。

なお、定款第27条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の責任免除） 第27条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第27条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（監査役の責任免除） 第35条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（監査役の責任免除） 第35条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都渋谷区神宮前一丁目５番３号
東郷記念館　３階　オランジェール
TEL 03－3403－1431



交通　ＪＲ原宿駅　　竹下口より　　徒歩約３分
東京メトロ明治神宮前駅　　５番出口より　徒歩約３分
（お車でのご来場はご遠慮ください）

※ご案内図の●印の場所に東郷記念館の案内板がございます。